総務常任委員会録

1 開 催 期 日　　令和8年3月3日（火）　午前10時00分から午後0時13分

2 開 催 場 所　　市役所5階　委員会室

3 出 席 委 員　　中川昌憲委員長、大迫彰副委員長、児玉正輝委員、山本博己委員、桜井芳信委員、
佐藤敏男委員

4 欠 席 委 員　　野村幸宏委員

5 委員外委員　　島崎圭介議長

6 傍 聴 議 員　　坂本覚副議長、佐々木百合香議員、鶴谷聡美議員、松本亜美里議員、阿部勝義議員、
藤田豊議員、小玉淳子議員、人見哲哉議員、永井桃議員、小田島雅博議員、青木崇議員

7 説 明 員　　【企画部】
橋本征紀企画部長、下野直章企画課長、塚田友二企画課参事、大西康文都市計画課長、
若澤路子政策広報室広報課長、村上洋輔総合計画担当主査、
木川直也行革・地方創生・政策評価担当主査、中尾謙介緑・都市景観担当主査、
後藤明夫基本計画担当主査、柿﨑祐人開発調整担当主査、嘉屋康夫開発調整担当主査、
但馬広宣ＣＳ・ＨＰ・統計担当主査
【総務部】
阿部泰洋総務部長、佐藤亮職員課長、緑川節生危機管理課長、
西村正靖防災担当主査
【財務部】
高橋直樹財務部長、亀山貴宏財政課長、加藤梨奈税務課長、花田秀樹契約管財課長、
記内瑞穂税務担当主査、木村勇人管財担当主査
【市民環境部】
永坂隆之戸籍住民課長
【消防本部】
小室秀治消防長、佐藤直人消防本部次長、川村耕治消防本部予防課長

8 事 務 局　　山田基議会事務局長、金田侑也主任

9 傍 聴 者　　2名

10 案　　件

(1) 議案第16号　北広島市火災予防条例の一部を改正する条例について　（消防本部予防課）

(2) 議案第 7号　北広島市職員定数条例の一部を改正する条例について　（職員課）

(3) 議 案 第 8 号　北広島市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について　（職員課）
(4) 議 案 第 9 号　北広島市職員の給与に関する条例及び北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について　（職員課）
(5) 議 案 第 2 号　北広島市総合計画に係る基本構想の変更について　（企画課）
(6) 議 案 第 3 号　北広島市都市計画マスタープランの変更について　（都市計画課）
(7) 議 案 第 6 号　北広島市景観条例の制定について　（都市計画課）
(8) 議 案 第 15 号　北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について　（都市計画課）
(9) 議 案 第 4 号　北広島市宿泊税条例の制定について　（税務課）
(10) 議 案 第 10 号　北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例について　（財政課）
(11) 議 案 第 20 号　令和 7 年度北広島市一般会計補正予算(第 10 号)　のうち、歳出の企画総務費の企画振興経費を除く総務費、職員費及びそれらに係る歳入。　（財政課、企画課参事、職員課）

11 報 告 案 件

【企画部】
1 きたひろ未来創造ビジョン 2021・未来創造プランについて　（企画課）
2 第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略について　（企画課）
3 北広島市若葉町職員住宅・教職員住宅跡地利活用事業について　（企画課）
4 都市計画法違反の状況について　（都市計画課）
5 カントリーサインデザイン再度募集について　（広報課）

【財務部】
6 令和 8 年度地方税制改正（案）について（概要報告）　（税務課）
7 北広島市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の概要について　（契約管財課）

【総務部】
8 北広島市地域防災計画及び同水防計画の修正について　（危機管理課）

議事の経過

中川委員長

ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。
本日の予定を申し上げます。
本日の案件は、議案11件、報告8件でございます。
なお、審査の順番は、次第に記載のとおりといたします。
まず初めに、**議案第16号　北広島市火災予防条例の一部を改正する条例について**　を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
小室消防長。

小室消防長

（理事者側説明）

中川委員長

川村消防本部予防課長。

川村消防本部予防課長

（理事者側説明）

中川委員長

質疑を行います。

山本委員。

山本委員

簡易サウナの件です。テント型及びバレル型と規定していますが、簡易の木製屋外型サウナは他の形状のものもあります。テント型とバレル型に限定していいのでしょうか。

中川委員長

川村課長。

川村消防本部予防課長

国基準の安全性を確認する試験として、テント型とバレル型についてのみ、可燃物への温度の検証がなされました。トレーラー型の木製サウナなど様々な形のものがありますけれども、可燃物までの距離で温度が上がるなど安全性の確認が取れないため、今回の簡易サウナ設備の定義としては、テント型及びバレル型のみとしたものです。

中川委員長

山本委員。

山本委員

屋外に自分たちで配置できる木製の簡易サウナもありますが、これらは今回の規制対象にならないと理解していいのかお聞きします。

中川委員長

川村課長。

川村消防本部予防課長

個人のサウナ設備については、届出制度がないため検査ができない状況となっております。仮に、事業所で自家制のサウナ設備がついた場合には、一般のサウナ設備の基準として試験を行い、基準に合わなければ不合格で設置できないという解釈になっております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

仮に、テント型またはバレル型以外のものを事業者が設置した場合には、一般型になり火気からの距離が非常に短く設置が許可されないことになるのかお聞きします。

中川委員長

川村課長。

川村消防本部予防課長

おっしゃるとおりです。

中川委員長

よろしいですか。ほかにどなたかございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第16号　北広島市火災予防条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきすものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時06分　休憩

午前10時06分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、**議案第7号　北広島市職員定数条例の一部を改正する条例について**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

阿部総務部長。

阿部総務部長

（理事者側説明）

中川委員長

佐藤職員課長。

佐藤職員課長

（理事者側説明）

中川委員長

質疑を行います。

大迫委員。

大迫委員

2点、お聞きします。令和14年度までは増員した職員数ですが、令和15年度には元に戻すということなのかお聞きします。

中川委員長

佐藤課長。

佐藤職員課長

北広島市定員管理計画においては、職員定員の上限を525人としております。現在、条例改正が施行される令和8年4月1日現在で525人になるところであり、今後、一時的に525人を超える年度はあると思いますが、最終的には計画期間最終年度の令和15年度で525人に落ち着くよう採用人数を調整していきたいと考えております。

中川委員長

ほかにございませんか。

山本委員。

山本委員

今の定数増でいくと、保健福祉部と子育て支援部の職員というと具体的には保育士などの専門職が中心になると思います。先ほどの計算では、それ以外の市長部局の職員というのは実際1名の増にしかならないと思いますが、342人から346人で4人プラス。下は内数で3人プラスですから形式上1人のプラスとなりますが、実際には現状が少ないからある程度やりくりできる。定数上1人しか増えないけれども足りると考えていいのですか。

中川委員長

佐藤課長。

佐藤職員課長

保健福祉部と子育て支援部については、令和7年4月1日現在で124人ですが、令和8年4月1日現在で128人になるということで実質4人の増となります。この128人の中でやりくりしていくことになるものと考えております。

中川委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶものあり）
討論なしと認めます。
議案第7号　北広島市職員定数条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、**議案第8号　北広島市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について**　を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
阿部部長。

阿部総務部長
（理事者側説明）

中川委員長
佐藤課長。

佐藤職員課長
（理事者側説明）

中川委員長
質疑を行います。
山本委員。

山本委員
他の自治体ではこういう事例が出ているのかも分かりませんが、実際にどういう事例があるのかが1点。
もう一つは、できる規定ですから失職になる場合もあるということです。その場合の救済措置としては、公平委員会などでの本人の訴えという手続になるのか、先ほど言った分限条例で失職を判断したところで再度審査することになるのか伺います。

中川委員長
佐藤課長。

佐藤職員課長
まず、どういう事例があるのかですが、本市において自動失職になった事例はないのですけれども、他市の事例では交通事故による過失、過失運転致死傷罪が最も多いと思いますが、その他、業務上の過失事故、職員個人の私的活動の過失事故等々もあると思っております。
もう一つの点については、この分限条例の特例条項を適用するかの判断であり、適用するかしないかについては行政処分になると思いますので、その時点で公平委員会の不服申立て対象事案にはなるものと考えております。

中川委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第8号　北広島市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、**議案第9号　北広島市職員の給与に関する条例及び北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

阿部部長。

阿部総務部長

（理事者側説明）

中川委員長

佐藤課長。

佐藤職員課長

（理事者側説明）

中川委員長

質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第9号　北広島市職員の給与に関する条例及び北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時22分　休憩
午前10時22分　再開

中川委員長
休憩を解き、再開いたします。
次に、**議案第2号　北広島市総合計画に係る基本構想の変更について**　を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
橋本企画部長。

橋本企画部長
（理事者側説明）

中川委員長
下野企画課長。

下野企画課長
（理事者側説明）

中川委員長
質疑を行います。
児玉委員。

児玉委員
5ページの目標人口です。目標年次を令和12年とした目標人口は6万人のまま変えないということですが、現在は5万6,000人強であり、4，000人近く増やすことになると思います。先ほど説明がありましたように、人口が増えていく要因はいろいろあるのかもしれませんが、この5年ほどの中で具体的に人口が増える政策関係を行わなければいけないと思います。何か考えているのでしょうか。

中川委員長
下野課長。

下野企画課長
駅西口の分譲マンションは完売しております。また、新年度以降に取り組む予定としている若葉町の職員住宅活用の関係、この5年間でどこまでできるかはありますけれども道営輝美団地の建て替えに伴う余剰地の活用。また、北海道医療大学が令和10年に移転してきますので、それに伴う学生あるいは教職員の移転等をまずは期待しているところです。

中川委員長
児玉委員。
児玉委員

今の説明でも分からなくはないのですが、数千人単位で令和12年を目標にするのであれば、いろいろと任せるのではなくもう少し人が入ってくるような具体的なものを考えていかなければいけないと思います。今後、令和8年、令和9年、令和10年という形の政策につながっていくのではないかと思います。例えば、輝美町の道営住宅の改築等については、市としてどのように人口を増やす形で北海道にお願いしていくのかということもあると思います。やはり、具体的な動きがなければなかなか増えていかないのではないかと心配しています。具体的に何かというと難しいかもしれませんが、もっと積極的に様々なプラス要因は確かにあるので、それをうまく生かすような、特に若者の人口がどんどん増える可能性はありますので、それらが入ってくるような具体的なものを市も考えていたほうがいいのではないかと思いますがいかがですか。

中川委員長

下野課長。

下野企画課長

ご指摘ありがとうございます。まず、市として住みよさという部分で住みたくなるまちづくりを行っていく中で取り組んでいくことを考えております。その中で、どういったことが具体的にできるかは今後の検討となりますけれども、一例として今回の若葉町の職員住宅の利活用に当たっては、地区計画を定めることを今議会で提案させていただいておりますが、最低敷地面積を200平米から180平米にすることで土地の取得しやすさにも今取り組んでおります。引き続き、定住人口の増加に向けた取組を進めたいと考えております。

中川委員長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第2号　北広島市総合計画に係る基本構想の変更について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時32分　休憩

午前10時32分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、**議案第3号　北広島市都市計画マスタープランの変更について**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

橋本部長。

橋本企画部長

（理事者側説明）

中川委員長

大西都市計画課長。

大西都市計画課長

（理事者側説明）

中川委員長

質疑を行います。

山本委員。

山本委員

3ページ、4ページの具体的な土地利用の検討についての記載です。まず、ＪＲ新駅北側の土地利用については、工業系土地利用から用途転換するということで代表質問の中でも意見が出されていました。そのときの市長答弁の中で、工業専用地域を変更することになると工業系建物の建築にも制限が加えられることになります。そうすると、現在立地している企業の事業拡大などに影響が出てくるのではないかと思います。事業者の意見や工業団地全体の事業計画などとの整合性を持たせなければ、企業が事業拡大したいときにできなくなる可能性があるので、その辺りをどう考えているのかが一つ。

もう一つは、市街化調整区域についてです。国道36号と国道274号の沿線について行うということですが、結構緑地が多いです。道路沿線ですので、いろいろな産業を張りつけたいということはあると思いますが、逆に言うと自然環境のところで影響が出てくると思うので、環境保全の考え方などを検討項目にきちんと入れていく必要があるのではないかと思いますが、そこについての考えを聞かせてもらいたいと思います。

中川委員長

大西課長。

大西都市計画課長

まず、新駅北側の工業系からの用途転換の関係ですが、山本委員のおっしゃるとおり、例えば住居系や商業系にした場合、重工業などの建築物が建築できなくなります。これについては、今事業者が操業していますので、まず事業者とヒアリングを行い、どの区域まで用途転換するのかについてお話させていただきたいと考えております。

2点目の市街化調整区域の部分については、現在、景観計画等でも沿道の景観に配慮するという形で位置づけておりますので、景観の保全、環境の保全も含めて市街化調整区域ですので、慎重に建築物を建築する形になると考えております。

中川委員長

ほかにございませんか。

児玉委員。

児玉委員

3ページのＪＲ新駅北側の土地利用関係についてです。新しく駅ができるなら駅周辺の土地利用を考えた場合、商業系や住居系というものが張りつくような土地利用を考えるのが当然のことだと思います。今は工業専用地域で、例えば、商業施設や住居系の土地利用を図れるようにするのであれば、建築物の緩和関係では工業地域なのか、準工業地域が考えられると思います。今の段階で、その北側の土地利用関係については、どのように想定した中で用途転換をしようとてしているのかお聞きします。

次に、4ページの国道36号、国道274号沿線は、先ほど言われたように市街化調整区域ですが、ここを開発するとしたら市街化調整区域の中で地区計画を定めての開発しかないと思います。そうすると、北海道の計画に記載しなければいけないと記憶していますが、今のところはそのように考えておきたいということなのですか。

中川委員長

大西課長。

大西都市計画課長

まず、ＪＲ新駅北側の工業専用地域からの用途転換については、現在、どういった用途地域にするかは定まっておりません。この都市計画マスタープランに位置づけた後に様々な検討をしていきたいと考えております。ただ、住居系という形になると工業専用地域とは接することができませんので、例えば緩衝帯といったバッファを設ける、準工業地域を間に挟むなど様々な検討は必要だと考えております。

2点目、市街化調整区域の部分については、地域未来投資促進法に係る建築物の建築と委員が言われた市街化調整区域の地区計画という2種類があろうかと思います。市街化調整区域の地区計画については、現在、同じスケジュールで今年10月を目指して、北海道の計画である都市計画区域マスタープランの見直しも行っており、そちらについても同様の位置づけをするために北海道と協議をしているところです。

中川委員長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第3号　北広島市都市計画マスタープランの変更について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、**議案第6号　北広島市景観条例の制定について**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

橋本部長。

橋本企画部長

（理事者側説明）

中川委員長

大西課長。

大西都市計画課長

（理事者側説明）

中川委員長

質疑を行います。

山本委員。

山本委員

まず、実効性の担保についてです。一応、今北海道の条例を基に届出制度等を活用するということですが、具体的に北海道の条例施行の中で実効性がなかなか難しい事例はどういうものがあり、どのように対応しようとしているのかが1点。

もう一つ、市民協働で進めて景観を新しくつくることは、もう一方の守る側で大事だと思いますが、具体的には景観計画の中でつくっていくと思いますけれども、市としてはどういう形で取り組んでいくつもりなのか。また、その一環ですけれども「条例制定記念シンポジウム」などの形で、条例制定を広く市民の皆さんに知っていただくと同時に、市民の皆さんと一緒につくっていくことをきちんと押さえていくためにも行事を行ったほうがいいと思いますが、考えを聞かせていただきたいです。

中川委員長

大西課長。

大西都市計画課長

まず、実効性の担保については、現在北海道の条例、景観計画の中で景観形成を行っておりますが、実情として北広島市に住んでいる方が担当ではないこともあり、届出されたものに対して意見を言うのは難しいのではないかと思います。北海道から市に権限が移譲されることにより、届出をした際に様々な景観についての形成基準なども今景観計画の中で考えていますし、そういった部分の配慮などを事業者と細かく相談や事前説明する形が1番重要と考えております。

2点目、市民協働で守る景観計画については、先ほどの届出制度等を通じて、まずは行政の立場として守っていくというところ、それ以外でも様々な景観に関する市民からの意見に関しては、北広島市が景観行政団体になることで相談等を受け、市民協働の部分の取組を進めたいと考えております。

3点目、条例制定後のシンポジウムは、条例制定後ではなく景観計画が全て整った上でシンポジウムや市民の皆様への周知等を図っていきたいと考えております。

中川委員長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第6号　北広島市景観条例の制定について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、**議案第15号　北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

橋本部長。

橋本企画部長

（理事者側説明）

中川委員長

大西課長。

大西都市計画課長

（理事者側説明）

中川委員長

質疑を行います。

山本委員。

山本委員

職員住宅の跡地になる場所だと思いますが、今は高層住宅なので容積率はかなり高いと思います。今度は、180平方メートルで戸建住宅等も視野に入れて考えると容積率自体の変更もしないといけないのではないかと思いますが、その辺りの考えはどうですか。

中川委員長

大西課長。

大西都市計画課長

こちらの用途地域は、第1種中高層住居専用地域であり、中高層の建築物まで建てられるような用途地域となっております。容積率200%となっており、例えば180平方メートルの敷地では2倍の360平方メートルまでの建築物を建てられますので、戸建て住宅等も建てられる容積率であり、今現在の用途地域のままで問題ないと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

私が言っているのは、容積率が200%だと良好な住宅よりも商業地域的というわけではありませんが、住宅の建て方が良いものになるのかが逆に心配で、そういう意味での容積率の変更を考えたほうがいいのではないかという趣旨なのですが。

中川委員長

大西課長。

大西都市計画課長

こちらは、第1種中高層住居専用地域という用途地域になっており、今の青葉町の浄水場の跡地のイメージと同じになります。あちらも、今住宅等が張りついており、良好な住宅地が形成されているところも含めて用途地域を例えば、その下の第1種低層住居専用地域であれば、容積率を50%から60%にしたのですが、こういった用途地域の変更等は行わず、現在の用途地域に地区計画を定めて良好な住宅地の形成を考えているところです。

中川委員長

山本委員。

山本委員

この後の報告で、プロポーザルの形でこの地域全体を行うということですから、青葉町とパターンは似てくるのだと思います。最初の場合は、プロポーザルですから、ある程度は全体が統一的で整合のとれた住宅建設が行われると思いますけれども、その後に建て替えるなどとなったとき、200%という容積率がまち全体に及ぼす影響もある程度考えていかなければいけないと思います。その辺りがどうなのか気になるので質問したのですが。

中川委員長

大西課長。

大西都市計画課長

こちらは、都市計画マスタープランにおいても元々中高層の土地利用がされる形になっております。例えば、今後建て替えのときに低層の住宅を建てるような需要があり、土地利用の変更をする必要があった場合には、都市計画マスタープラン等の見直しを行い用途地域の変更をする。そういった形に将来的になるのかと考えております。

中川委員長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第15号　北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時58分　休憩

午前10時58分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、**議案第4号　北広島市宿泊税条例の制定について**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋財務部長。

高橋財務部長

（理事者側説明）

中川委員長

加藤税務課長。

加藤税務課長

（理事者側説明）

中川委員長

質疑を行います。

山本委員。

山本委員

まず、宿泊税の使い道について、今どのように想定しているのかが一つ。

もう一つ、実際に宿泊税に関しては業界からも様々な意見が出てきていますが、市内事業者からは、この宿泊税の制定についてどういう意見が出ているのか。

もう一つは、課税免除で修学旅行、保育園などとなっていますけれども、障がい者施設などは課税免除の対象にならないのかをお聞きします。

中川委員長

加藤課長。

加藤税務課長

まず、宿泊税の使途については、受入環境の整備、新たな魅力の提供、持続可能な観光の推進という三つの柱を設けた中で、毎年度の予算編成の中で具体的な内容について検討していくことを考えております。

続いて、事業者の反応についてですが、個別にお話を直接伺っており、反対の意見については聞いていないところです。

最後に、課税免除の関係についてですが、こちらの課税免除の要件として、宿泊事業者の負担につながらないよう北海道の要件と同様として設計しており、北海道が障がい者の事業所などを対象としていないことから、本市においても同様の要件としているものです。

中川委員長

山本委員。

山本委員

宿泊税の使途については、先ほど言った三つの柱で毎年度、予算編成の中で決めるということですが、その前に北広島市としての宿泊税の使途についての基本的な考え方を作らなければ、毎年の予算編成の中でというのは問題があるような気がしますので検討していただきたいと思います。

もう一つ、障がい者については、北海道が決めていないことで区分が分かれてしまい、宿泊事業者の負担が増えることは分かるのですが、市としても検討していただきたいですし、道にも要請していただきたいと思いますので考えをお聞かせ願います。

中川委員長

加藤課長。

加藤税務課長

課税免除の要件については、宿泊事業者の負担にならないことを道と合わせて考えているところですので、今後は道の状況と、意見を述べるなどして対応したいと考えております。

中川委員長

高橋部長。

高橋財務部長

使途の関係ですが、イメージ的には今の入湯税などがそのような形になっていますけれども、予算の附属資料の中で、こういった事業に幾ら出ているということを予算の概要の中で説明しております。宿泊税についても、先ほどの資料3ページ、大きな項目で受入れ環境の整備、新たな魅力の提供、持続可能な観光の推進ということで具体的な事業を行うことが決まりましたら、予算の中で説明という形での報告を含めてさせていただきたいと考えております。

中川委員長

ほかにございませんか。

佐藤委員。

佐藤委員

宿泊される方から税金をいただくわけですが、我が町として宿泊される方にはどのように周知させていくのか。また、年間どの程度の金額を見積もっているのかについてお尋ねします。

中川委員長

加藤課長。

加藤税務課長

宿泊される方への周知については、宿泊施設にポスターを掲示してチラシを置くほか、市においてはホームページなどで周知したいと考えております。

続いて、税収については、年間を通じて積算した場合に7,000万円程度を見込んでいるところです。

中川委員長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第4号　北広島市宿泊税条例の制定について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時10分　休憩

午前11時10分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、**議案第10号　北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例について**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋部長。

高橋財務部長

（理事者側説明）

中川委員長

亀山財政課長。

亀山財政課長

（理事者側説明）

中川委員長

質疑を行います。

山本委員。

山本委員

コンビニ交付は、窓口の混雑を解消するためであり実際にかかる費用は同じとの説明ですが、コンビニ交付では、端末所有者に手数料を払うわけです。手数料は幾らかかるのか、金額を減らした分でなおかつ手数料がかかる形になります。その辺りの関係はどうなっているのかお聞きします。

中川委員長

永坂戸籍住民課長。

永坂戸籍住民課長

地方公共団体情報システム機構に支払う手数料は、現行117円となっております。また、コンビニではシステム経費がかかりますけれども、窓口において交付の際には、受付、証明書の発行、審査、交付とかかりますので、それらの経費と考えてほぼ同額となっております。

中川委員長

よろしいですか。

中川委員長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第10号　北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時16分　休憩

午前11時16分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、**議案第20号　令和7年度北広島市一般会計補正予算（第10号）のうち、歳出の企画総務費の企画振興経費を除く総務費、職員費及びそれらに係る歳入。**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

亀山課長。

亀山財政課長

（理事者側説明）

中川委員長

質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第20号　令和7年度北広島市一般会計補正予算（第10号）のうち、歳出の企画総務費の企画振興経費を除く総務費、職員費及びそれらに係る歳入　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」に声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時22分　休憩

午前11時22分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

企画部から5件、財務部から2件、総務部から1件の報告があります。

まず初めに、企画課から　**きたひろ未来創造ビジョン2021未来創造プランについて**　の報告を受けます。

木川行革・地方創生・政策評価担当主査。

木川行革・地方創生・政策評価担当主査

（理事者側報告）

中川委員長

質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

続いて、**第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略について**　の報告を受けます。

木川主査。

木川行革・地方創生・政策評価担当主査

（理事者側報告）

中川委員長

質疑を行います。

山本委員。

山本委員

交付金ですが、今後、具体的にどのような計画で実施していく見込みなのかお聞きします。

中川委員長

下野課長。

下野企画課長

この「まち・ひと・しごと創生交付金」は、各年度それぞれ事業に手上げすることとなっており、新年度については、救急の支援システム等の活用ということで今手上げしているところです。今後も、この地方創生推進交付金を活用できる事業については、積極的にエントリーして事業を進めたいと考えております。

中川委員長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

続いて、**北広島市若葉町職員住宅・教職員住宅跡地利活用事業について**　報告を受けます。

下野課長。

下野企画課長

（理事者報告）

中川委員長

質疑を行います。

山本委員。

山本委員

公募型プロポーザル方式による売却ということですが、青葉町の土地売却の際には価格がかなり低いけれどもプロポーザル内容が良いことで逆転しましたけれども、また同じやり方なのかということです。ある程度、中身を重視するのはいいですが、青葉町の場合は、かなり価格差があったかにもかかわらず、逆転してしまうのはどうなのかと感じますので、公募型プロポーザル方式については少し検討を要するのではないかと思うのが1点。

もう一つ、買戻し特約ですけれども10年間というのは少し長い気がします。工業団地などは、10年間でいろいろ建てるために時間を要するというのは分かりますが、住宅に関して10年は長いのではないかと思います。土地開発公社の買戻し特約なども10年なのでしょうか、その辺りも検討を要するのではないかと思いますがお聞きします。

中川委員長

下野課長。

下野企画課長

1点目、公募型プロポーザルの関係ですが、評価項目としては全体を100点満点としており、前段の事業発案段階サウンディング調査で非常に有益な意見をいただき、その分を5点の加点としています。残り95点分については、価格評価の割合について20点、事業評価については、残り75点という配分で今考えております。こちらの土地は、第一種中高層住居専用地域ですので単に価格が高いところに売るだけではなく、本市のまちづくりに資する形で活用いただきたいということで、今回公募型プロポーザル方式により実施しているものです。

2点目、買戻し特約が10年間ということですが、青葉の浄水場のときにも同じようについていたもので10年間と設定しております。ただ、長過ぎるのではないかとのご意見がありましたので、他自治体の事例等も踏まえて適切な期間の設定ということも再度検討したいと考えております。

中川委員長

ほかにございませんか。

佐藤委員。

佐藤委員

4月2日に募集要項の公表がされるわけですが、どういう場面に公表するのでしょうか。市の内部だけなのか、外部に対してはどういう公表の仕方なのかお尋ねします。

中川委員長

下野課長。

下野企画課長

公表の仕方については、市ホームページで公表するのが1点、事業発案段階のサウンディング調査に参加いただいた企業、また日頃からお付き合いのある企業には個別にご案内し、より広く有効な提案をいただきたいと考えております。

中川委員長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時35分　休憩

午前11時35分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、都市計画課から　**都市計画法違反の状況について**　の報告を受けます。

大西課長。

大西都市計画課長

（理事者側報告）

中川委員長

質疑を行います。

佐藤委員。

佐藤委員

違反建築物の関係ですが、各市町村からみて当市の件数は、どのぐらいの位置にいるのかが分かればお答えください。

中川委員長

大西課長。

大西都市計画課長

他市町村の違反建築物の件数については、把握していないところですが、北広島市は、恵庭市や札幌市など他市町村に比べて行政区域が小さく、比較的この違反建築物については当市のパトロールにおいて、各地域で発覚しているところです。他市町村については、行政区域の結構広いところがあり、その件数を全ては把握していないということを会議等で聞いております。

中川委員長

ほかにございませんか。

大迫委員。

大迫委員

是正完結が49件とありますが、建物が撤去されて更地になったということなのか、また146件の未完結とはどういう状況に今あるのかを教えてください。

中川委員長

大西課長。

大西都市計画課長

まず、是正が完結した49件については、違反の状況がなくなり、例えば建物であれば撤去され更地になった状況です。146件の部分については、連絡がついて是正の意思があるもの、またその方と連絡がつかないものを含めて146件となっております。

中川委員長

大迫委員。

大迫委員

146件は、今後どうするのか。再度連絡がとれるところは話ができるでしょうけれども、連絡のとれないところがどれぐらいで今後どうするのか。どこか告発するのかを教えてください。

中川委員長

暫時休憩いたします。

午前11時41分　休憩

午前11時41分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

大西課長。

大西都市計画課長

まず146件のうち、是正の意志があるもので未完結のものが約70件でまだ半分ほどあります。これについては、連絡先等をこちらで押さえていますので再度指導を行います。残り半分については、現在、土地台帳で登記されている連絡先等にまず連絡し、可能な限りその土地所有者と連絡がつくよう進めていく形の指導になろうかと思います。

中川委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時43分　休憩

午前11時43分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、広報課から　**カントリーサインデザイン再度募集について**　の報告を受けます。

若澤広報課長。

若澤政策広報室広報課長

（理事者側報告）

中川委員長

質疑を行います。

大迫委員。

大迫委員

多分、デザインがたくさんくると思います。最近のニュースでもいろいろな「デザインが決定しました」の後に、似たようなデザインが出てきたりする場合があると思います。ある程度の選定をした後に、AIを使ってでもい

いので似たようなデザインがないかの調査をしたほうがいいと思いますが、その辺りはどうでしょうか。

中川委員長

若澤課長。

若澤政策広報室広報課長

応募していただいたデザインについては、担当者により画像の検索等でほかに似たようなデザインがないか調査を厳密に行いたいと考えております。

中川委員長

ほかにございませんか。

佐藤委員。

佐藤委員

ささいなことですけれども採用者に5万円という根拠は何か、デザインを作成した人にこの金額は少ないと思います。採用者以外の上位4人に各1万円も少ないし、4名にも記念の楯を送るべきではないかと思いますが、採用者にはせめて10万円、採用者以外には5万円ぐらいでいいのかという感じはしていますけれども、その点についてどうでしょうか。

中川委員長

若澤課長。

若澤政策広報室広報課長

副賞の金額についてですが、前回募集した際には採用者に1万円でしたので、それよりはいい副賞をということで検討したものです。また、より広く皆さんに、自分でも当たるのかもしれないという意欲を持っていただきたいとの思いも込めて、採用者以外にも1万円という金額を考えているところです。そのほか、市内各企業からの副賞についても調整しているところであり、多くの方にぜひ応募したいと思っていただきたいと考えております。

中川委員長

児玉委員。

児玉委員

9ページのスケジュールですが、募集してアンケートを開始するなど、10月にデザイン決定です。9月に市制施行30年記念事業があるということで、1か月ぐらいしか違わないと思うのですけれどもそのときにデザインを決定することは考えられないのですか。

中川委員長

若澤課長。

若澤政策広報室広報課長

当初、昨年度にデザイン募集を行い、市制施行30周年記念式典にあわせてお披露目をするスケジュールで予定していたところですが、著作権の問題等があり募集を停止して再度募集することとしました。今年度、4月から応

募を受け付けるスケジュールでは、9月の市制施行に間に合わせることが難しかったものです。10月に市長が最終的にデザインを決定した後、開発局に申請をする必要があります。そういった手続もあることから、募集デザインの公表については、年明けの1月以降を予定しているところです。

中川委員長

ほかにございませんか。

桜井委員。

桜井委員

選考に当たっては、オンラインアンケートを中心にするということですが、組織的に投票するようなことはないのかが分からないので確認します。

中川委員長

若澤課長。

若澤政策広報室広報課長

組織的に投票を促すような行為についてですが、ＳＮＳ等で投票を呼びかけるなど不正に当たる行動が見られた場合、資格を失うことがあるとことを募集要領に明記することとしておりますので、そういった行為はできる限り防ぎたいと考えております。

中川委員長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時55分　休憩

午前11時55分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、税務課から　**令和8年度地方税制改正（案）について（概要報告）**　の報告を受けます。

加藤課長。

加藤税務課長

（理事者側報告）

中川委員長

質疑を行います。

よろしいですか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時01分　休憩

午後0時01分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、契約管財課から　**北広島市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の概要について**　の報告を受けます。

花田契約管財課長。

花田契約管財課長

（理事者側報告）

中川委員長

質疑を行います。

よろしいですか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時09分　休憩

午後0字09分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、危機管理課から　**北広島市地域防災計画及び同水防計画の修正について**　の報告を受けます。

緑川危機管理課長。

緑川危機管理課長

（理事者側報告）

中川委員長

質疑を行います。よろしいですか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時12分　休憩

午後0時12分　再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時13分　終了

委員長